

フィリピン現地法人設立の流れ 及び 想定所要期間

① 前準備

1-1 事業計画作成

1-2 社名選択

登記申請システム上で使用可能かを確認します。類似社名・商号がある場合には別途手続きが必要です。

1-3 会社所在地選択

定款には部屋番号を含む詳細な住所記入が必要となるため、会社所在地の確保が必要です。

1-4 定款・附属定款の作成

会社目的、資本金（授權・引受・払込資本額）と株主、発起人、取締役（2名以上）、財務役、会社所在地、会計年度、株主総会開催日などを決めておく必要があります。

1-1～1-4 **約1ヶ月**

ご契約後「フィリピン法人設立情報シート」をお渡しします。必要情報をご記入ください。

② 資本金

2-1 一時口座開設、資本金払込、送金証明書の取得

フィリピン国内の銀行に一時口座を開設します。一時口座から出金はできません。一時口座に送金後、銀行から送金証明書が発行されます。

2-2 財務役宣誓書作成

法人設立にあたり、発起人から出資があったことを宣誓するものです。

2-1 **約1週間**

どの銀行でも自由に選択することができますが、日本国内で既に取引のある銀行のフィリピン支店に開設する場合、審査がスムーズにゆくケースが多いようです。銀行により必要書類は異なります。3-2までに実行します。

③ SEC 登録

3-1 証券取引委員会（SEC）への申請・審査

定款、附属定款等の審査が行われます。審査完了後、管理番号が付された定款等の書類がアップロードされます。

3-2 定款・附属定款、申請書の署名

3-3 署名済み原本の SEC への提出、登記費用納付

最終審査と登記費用の計算が行われ、計算書に従い納付を行いません。

3-4 承認と登記証書の発行

申請が承認されると SEC 登記証書が発行され、法人格を取得したことになります。

SEC 登記後は報告要件として会社報告書（GIS）や監査済み財務諸表の提出が必要になります。

3-1～3-4 **約1ヶ月（但し振れ幅あり）**

3-2については発起人の署名が必要です。

フィリピン国外で署名をすると、公証・外務省アポスティーユ認証が必要です。フィリピン国内の署名であれば、公証のみで済みます。

3-4まで完了すると、フィリピン法人として各種契約を締結できるようになります。

④ 設立総会

4-1 取締役の正式選出と会社役員（法定三役は社長、秘書役、財務役）の任命をします。さらに、株主総会や取締役会の決議が必要となる事項について（例：本口座開設など）、同時に議題に盛り込むことができます。秘書役は会社報告書（GIS）を SEC に提出します。

⑤ 本口座開設

5-1 法人格を取得後、本口座を開設し、資本金を一時口座から本口座に移動し、資本金を使用することができるようになります。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には本口座を開設することや、サイン権者をだれに任命するかを記載した取締役会議決書が必要になります。

⑥ 税務署（BIR-RDO）登録

6-1 外国法人及び外国人株主の納税者識別番号（TIN）取得
6-2 法定帳簿の準備と登録
6-3 業種カテゴリーの決定と税務署登録
6-4 印紙税（株式発行に伴うもの）納付
6-5 印紙税（賃貸契約書に伴うもの）納付
6-6 請求書及び領収書の印刷許可取得
フィリピンでは使用する帳簿・会計システム、請求書、領収書を税務署登録する必要があります。

⑦ 地方自治体（LGU）登録

7-1 バランガイクリアランスの納付及び証明書の取得
7-2 法人住民税の納付及び証明書の取得
7-3 市役所の立ち入り検査
7-4 火災保険の加入（市役所指定）、事業税、自治体サービス料の納付
7-5 営業許可証（Business Permit）の発行
毎年 1 月 20 日までに更新が必要です。

4-1～7-5 1ヶ月

④ 貴社対応事項

貴社及び会社秘書役が主導で設立総会を早期に開催することが必要となります。

⑤ 貴社対応事項

SEC 登記後 30 日以内の税務署登録が必要です。

管轄内に所在していることを証明するためこの時点までに公証済みリース契約書が必要です。

売上計上、領収書発行のためには税務署登録が必要です。

会計システム、請求書・領収書のデザインと印刷業者をあらかじめ決定しておくことが必要です。

⑧ 社会保険関連

- 8-1 社会保障システム（SSS）への登録
- 8-2 住宅開発相互基金（HDMF）への登録
- 8-3 フィリピン健康保険組合（Philhealth）への登録

社会保険関連手続きは、従業員を雇用後となります。

⑨ 労働雇用省（DOLE）登録

- 9-1 雇用主登録

⑩ 中央銀行（BSP）登録

- 10-1 定款・送金証明書・GISの確認、申請書類の作成
- 10-2 中銀申請
- 10-3 中銀登録証書（BSRD）の発行

フィリピンに投資した外国投資を BSP に登録することにより、配当や資本引揚の際に銀行システムを通じて外貨を調達することが可能になります。

注）この設立手続き及び所要期間は、一般的な状況を想定し、参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。